

## 職長教育（製造業）の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

労働安全衛生法第60条（同施行令第19条）により、事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者（作業主任者を除く）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安全または衛生のための教育を行わなければならないとされております。つきましては、標記講習を下記により実施いたしますので、ぜひ受講されますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 日 時

第1日	令和2年5月25日（月） 8:50~17:10
第2日	5月26日（火） 9:00~17:10

※第1日目は開講前に修了証用の写真撮影がありますのでお早めにおいでください。

#### 2. 会 場

白河労働基準協会1階大会議室 白河市十三原道上3-17 新白河ビヅ 初パ-ク内

#### 3. 講 習 料

会 員 16,005 円 （内訳：受講料 15,125 円（税込） / 弁当代 880 円（税込））  
非会員 18,425 円 （内訳：受講料 17,545 円（税込） / 弁当代 880 円（税込））

#### 4. 申込期日

令和2年5月15日（金）締切  
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切りとなります。

#### 5. 定 員

36 名

#### 6. 申込方法

裏面申込書に必要事項を記入し、講習料を添えて、協会事務局までお申込下さい。

〒961-0829 白河市十三原道上3-17

TEL 0248-24-0961 FAX 0248-24-0950

銀行振込をご利用のときは、申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座宛にお振込みください。振込手数料は、貴社にてご負担下さい。

《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240

一般社団法人 白河労働基準協会

#### 7. その 他

- ①受講申込書の現住所欄には、運転免許証に記載されている住所をご記入ください。
- ②筆記用具をご持参ください。
- ③所定時間終了後、「職長教育（製造業）修了証」を交付いたします。
- ④遅刻・早退等、受講時間に不足があるときは、修了証は交付いたしません。
- ⑤申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。
- ⑥ご不明の点は、事務局までお問い合わせ下さい。

# 職長教育（製造業）受講申込書

（令和2年5月25～26日実施分）

ふりがな 氏名	生年月日	職名
	現住所	
	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	
	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	
	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	

上記のとおり \_\_\_\_\_ 名を講習料 \_\_\_\_\_ 円を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

郵便番号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業場名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

（一社）白河労働基準協会長 殿

※講習料の支払方法につき該当欄に✓をつけてください。

直接持参（ 月 日予定）  郵送  銀行振込（ 月 日済・予定）

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。